

道泉地域力推進協議会 規約

(名称)

第1条 この会は、道泉地域力推進協議会（以下「本会」という）と称し、道泉連区の各種団体と有志一般住民によって組織する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、道泉地域交流センターに置く。

(目的)

第3条

- 1 本会は、道泉住民の心豊かな交流を目指し、相互信頼と協力の上に立った良好な生活環境づくりを目的にする。
- 2 連区の各機関、関係団体及び有志一般住民が自主的かつ協働して地域の諸問題解決に当たる、地域力の向上推進を目的にする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域力向上を啓発するための事業。
- (2) 地域力を推進するための事業。
- (3) 地域のコミュニティ活動を促進するための事業。
- (4) 地域力向上に向けての講習会の開催。
- (5) 生涯学習事業。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。
- (7) 道泉地域交流センターの指定管理に関する業務。

(資格)

第5条 会員は以下の要件を満たすものとする。

- (1) 道泉連区が抱える問題に常に関心を持ち、その解決に熱意を有する、市民及び企業であること。
- (2) 会員は、検討すべき課題ごとに結成されるいずれかのグループ活動に自主的に参加するものとする。

(役員)

第6条 本会は次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、事務長 1名、会計 1名、センター長 1名、施設長 1名、運営委員長 1名、地域力グループ長 グループごとに1名、顧問 若干名

- 2 会長は協議会の互選により決定し、副会長、事務長、会計、センター長、顧問は、協議会会員のうちから会長が指名し、総会で承認を得るものとする。施設長及び運営委員長は、道泉地域交流センター運営規約に基づき、センター長が指名し、総会で承認を得るものとする。地域力

グループ長は、各グループの互選により決定するものとする。

- 3 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。なお総会が終了するまでは前任者が職務を継続するものとする。

(役員職務)

第7条 役員はそれぞれ次の職務を履行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、常に会長の会務に参画し、会長に事故あるときは、その職務を代行し円滑な会務の運営に当たられるよう努める。
- (3) 事務長は、本会の運営事務及び情報の収集拡散と、本会の広報を主宰する。
- (4) 会計は本会の経理全般を処理する。
- (5) センター長は、瀬戸市と本会が締結する指定管理者契約に定める職務を履行し、道泉地域交流センター運営規約第4条に規定する職務に従事する。
- (6) 施設長は、センター長を補佐し、道泉地域交流センター運営規約第5条に規定する職務に従事する。
- (7) 運営委員長は、センター長を補佐し、道泉地域交流センター運営規約第6条に規定する職務に従事する。
- (8) 地域力グループ長は、各グループの事業運営等を統括し、他グループと連携を図りながら地域の諸問題の解決にあたる。
- (9) 顧問は、会長の諮問に応じ、第3条の目的達成に寄与するものとする。

(監査)

第8条 本会は道泉地域交流センター運営管理指導及び会計事務指導のため、監査を置く。

- 2 監査は、会長が協議会会員から指名し選任する。監査の任期は2年とする。
- 3 監査は、若干名とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、役員会、センター運営委員会、グループ会議とする。

- 2 総会、役員会及びグループ会議は会長が招集し、議長となる。
- 3 センター運営委員会は、センター長が招集し、議長となる。
- 4 会議は、過半数の出席者で成立し、出席者の過半数をもって決する。ただし規約の改廃については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(総会)

第10条 総会は、毎年4月に開催し、次の事項を審議し、承認する。

- (1) 本会の規約の制定及び改廃に関する事項。
- (2) 役員承認に関する事項。
- (3) 事業計画、収支予算及び収支決算に関する事項。

- (4) 地域交流センターに関する事項。
- (5) グループの新設、改廃に関する事項。
- (6) その他、会長が必要と認める事項。

(役員会)

第 11 条 役員会は、役員及び会長が特別に指名する会員が参加し、毎月 1 回開催を原則とする。

- 2 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 地域力推進活動の推進に関する事項。
 - (2) 地域力推進活動に対する、予算、費用に関する事項。
 - (3) 地域交流センターの運営管理に関する事項。
 - (4) その他、会長が必要と認める事項。

(センター運営委員会)

第 12 条 センター運営委員会は、役員及びセンターの運営管理を推進する際に必要とみなし会長が指名する会員が参加し、毎月 1 回開催を原則とする。

- 2 センター運営委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 地域交流センターの事業の企画・運営に関する事項。
 - (2) 地域交流センターの利用に関する事項。
 - (3) 地域交流センターの予算に関する事項。
 - (4) その他、会長が必要と認める事項。

(グループ会議)

第 13 条 グループ会議は、道泉アクションプランに基づき、地域の課題を解決するため、地域力推進協議会の会員が参加し、各テーマごとに毎月 1 回開催を原則とする。

- 2 グループ会議は、次の事項を審議する。
 - (1) テーマの設定に関する事項。
 - (2) 活動の実施方法に関する事項。
 - (3) 活動の予算及び決算に関する事項。
 - (4) その他、会長が必要と認める事項。

3 第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、グループ会議を臨時に開催する必要があるときは、グループ長が、会長に代わって会議を招集することができる。

(経 費)

第 14 条 本会が必要とする経費は、補助金、助成金及び道泉地域交流センターに係る指定管理委託料及び利用料金を以ってこれに充てる。

(予算及び決算)

第 15 条 本会の収支予算は、会長が編成し、会議の議決を得なければならない。

- 2 本会の収支決算は会計が作成し、会計監査を経て、会議の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日を以って終了する。

(補 則)

第 17 条 この規約に定める事項以外に、本会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。